

## クロスウェイブの会社更生手続開始の申立てについて

株式会社インターネットイニシアティブ（IIJ、本社：東京都千代田区、代表取締役社長：鈴木幸一）が37.9%を出資する株式会社クロスウェイブ コミュニケーションズ（クロスウェイブ、本社：東京都千代田区、代表取締役社長：鈴木幸一）並びにその子会社である株式会社クロスウェイブ ファシリティーズ（本社：東京都千代田区、代表取締役会長：鈴木幸一）及び株式会社クロスウェイブ サービス（本社：東京都千代田区、代表取締役会長：鈴木幸一）は、本日、東京地方裁判所に会社更生手続開始の申立てを行ない、受理されました。直ちに同裁判所より保全管理命令が発令されるとともに、保全管理人として岡正晶弁護士が選任され、今後、クロスウェイブは同保全管理人の管理下で、事業再建を目指すこととなりました。

クロスウェイブの会社更生手続開始の申立てにより、IIJの財務上、貸付金17.2億円、CDS（キャッシュ・デフィシエンシー・サポート<sup>注1</sup>）50.0億円及び出資金等（簿価）<sup>注2</sup>41.9億円<sup>注3</sup>（いずれも平成15年6月30日現在）について影響を受けることが見込まれます。このようにクロスウェイブの会社更生手続開始申立ては、IIJの財務状況に多大な影響を及ぼすものでありますが、IIJ及びIIJグループとして、何らかの法的手続を申し立てることは考えておりません。IIJと致しましては、早急に資本増強策を講じ、財務体質を強化する所存であります。

<sup>注1</sup> キャッシュ・デフィシエンシー・サポート：クロスウェイブが平成14年5月21日付で銀行団と締結した総額200億円の協調融資契約に関して、元利金返済資金が不足する場合又は期限の利益を喪失した場合に、50億円までIIJが不足資金を供与する確約ですが、銀行団はIIJに対しこの金額を直接請求することができます。IIJは既に銀行団に50億円を預金として差し出していますので、銀行団の請求権と預金とは相殺される見込みです。

<sup>注2</sup> 新株予約権を含みます。

<sup>注3</sup> 日本会計基準単体によります。

尚、会社更生手続は、事業の維持再生を目的とし、事業を継続するためのものであり、破産等の清算的手続ではありません。クロスウェイブは本日も通常通り営業中であり、サービスは継続して提供されます。また、会社更生手続は会社資産を強力に保全する法的手続であり、保全管理命令も発令されたため、クロスウェイブのサービス提供に必要な資産が損なわれることはありません。IIJグループは、ネットワーク、データセンター施設、通信サービス等の一部をクロスウェイブから調達しておりますが、上記より、弊社グループからお客様への継続的なサービス提供に支障をきたすことはございません。既存サービスの提供のみならず、お客様に対する新たな提案も従来通り積極的に行って参ります。

IIJは、日本のインターネット事業の先駆者として培ってきた技術力を生かしつつ、これまで多大なご支援を賜って参りました多くのお客様方に変わらぬ高品質のサービスを引き続き提供していきます。かような状況下、改めて全社一丸となって邁進致す所存でございますので、今後とも宜しく申し上げます。

将来の見通しに関する注意事項：この資料には、1995年米国民事証券訴訟改革法（Private Securities Litigation Reform Act of 1995）の「セーフハーバー」規定に定義する「将来性見通しに関する記述（forward-looking statements）」に該当する情報が記載されています。このプレスリリースに記載されている記述でIIJの計画、目的、戦略、意向、信念、予想に関するものおよびその他の記述は、過去または現在の事実に関するもの以外、IIJの将来の業績又は意向に関する記述に該当し、現在入手可能な情報に基づくIIJ経営陣の見通し、仮定、予測、計画および信念に基づくものです。IIJおよびCrosswaveが継続してサービスを提供すること等に関する将来の見通しには多様なリスクおよび不確実性が内在し、実際の活動または業績が将来の見通しに記述された内容とは大幅に異なる可能性があります。潜在的なリスクおよび不確実性には以下のものが含まれます：Crosswaveが継続して事業を行うことができるか否かに対する懸念、Crosswaveが会社更生の手続きを行うことによりIIJの運営、経営陣、従業員および顧客に与える悪影響、Crosswaveが再編成を行うことの結果およびタイミング、そしてIIJが定期的に米国証券取引委員会に提出する報告書に係わるその他のリスク等。

### IR・報道関係問合先

株式会社インターネットイニシアティブ IR室・広報室

TEL：03-5259-6500 FAX：03-5259-6311

E-mail：[ir@iij.ad.jp](mailto:ir@iij.ad.jp) または [press@iij.ad.jp](mailto:press@iij.ad.jp) URL：<http://www.iij.ad.jp/>

## < 参考資料 >

### 1. クロスウェイブ及び子会社 2 社の概要

#### 株式会社クロスウェイブ コミュニケーションズ

所在地：東京都千代田区神田神保町 1-105 神保町三井ビルディング

代表取締役社長：鈴木 幸一

設立年月：平成 10 年 10 月

資本金：306 億円（平成 15 年 6 月 30 日現在）

主な株主：IIJ（37.9%）、ソニー株式会社（23.9%）、トヨタ自動車株式会社（23.9%）（平成 15 年 6 月 30 日現在）

事業：電気通信事業法に基づく第一種通信事業

売上高：200 億円<sup>注4</sup>（平成 15 年 3 月期、日本会計基準、単体）

<sup>注4</sup>平成 15 年 3 月期、米国会計基準、連結での売上高は、184 億円

#### 株式会社クロスウェイブ ファシリティーズ

所在地：東京都千代田区神田神保町 1-105 神保町三井ビルディング

代表取締役会長：鈴木 幸一

設立年月：平成 12 年 9 月

資本金：2 億 5 千万円（平成 15 年 6 月 30 日現在）

主な株主：クロスウェイブ（60.0%）、株式会社三和エレクトリック（8.0%）、住友電気工業株式会社（8.0%）、株式会社東電通（8.0%）、日本コムシス株式会社（8.0%）、古河電気工業株式会社（8.0%）（平成 15 年 6 月 30 日現在）

事業：光ファイバーケーブルの保守、運用、設備管理並びにこれらに関するコンサルティング、建設業法による電気通信、土木工事並びにこれらに関する事業

売上高：5 億円（平成 15 年 3 月期、日本会計基準、単体）

#### 株式会社クロスウェイブ サービス

所在地：東京都千代田区神田神保町 1-105 神保町三井ビルディング

代表取締役会長：鈴木 幸一

設立年月：平成 12 年 9 月

資本金：5 千万円（平成 15 年 6 月 30 日現在）

株主：クロスウェイブ（100.0%）

事業：電気通信事業法に基づく第二種通信事業

売上高：56 億円（平成 15 年 3 月期、日本会計基準、単体）

### 2. IIJ の有するクロスウェイブ宛債権等

（平成 15 年 6 月 30 日現在）

	日本会計基準単体	米国会計基準連結
貸付金	17.2 億円	17.2 億円
キャッシュ・デフィシット・ポート	50.0 億円	50.0 億円
出資金簿価 <sup>注5</sup>	41.9 億円	8.3 億円

<sup>注5</sup>新株予約権を含む

### 3. IIJ の概要

#### 株式会社インターネットイニシアティブ

所在地：東京都千代田区神田神保町 1-105 神保町三井ビルディング

代表取締役社長：鈴木 幸一

設立年月：平成 4 年 12 月

資本金：77 億 6 千 5 百万円（平成 15 年 6 月 30 日現在）

主な株主：デポジタリー・ノミニイコーポレーテッド、伊藤忠商事株式会社、住友商事株式会社、NTT コミュニケーションズ株式会社（平成 15 年 6 月 30 日現在）

事業：電気通信事業法に基づく第二種通信事業

売上高：342 億円<sup>注6</sup>（平成 15 年 3 月期、日本会計基準、単体）

<sup>注6</sup>平成 15 年 3 月期、米国会計基準、連結での売上高は、440 億円

以上